

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年10月6日)

〔件 名〕

- 1 鳥取市内及び県西部での新たな風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 「鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例(仮)」に係るパブリックコメントの実施について
(水・大気環境課)・・・2
- 3 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況等について
(循環型社会推進課)・・・5
- 4 産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について
(循環型社会推進課)・・・7
- 5 「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」(平成31年度)の開催申請について
(緑豊かな自然課)・・・8
- 6 鳥取砂丘ビジターセンターの整備について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 7 大山開山1300年祭プレ・イヤーイベント『山の日帽』お披露目セレモニー及び市町村『山鐘』リレーイベントの実施について
(「山の日」大会推進課)・・・11
- 8 日本ジオパーク再認定に係る審査結果と今後の対応方針について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・12
- 9 「鳥取県地域安全フォーラム2017」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・13
- 10 「第49回鳥取県交通安全県民大会」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・14
- 11 「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・15
- 12 消費者庁主催「エシカル・ラボinとっとり」の開催について
(消費生活センター)・・・16
- 13 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(新たな住宅セーフティネット法)に伴う県の対応について
(住まいまちづくり課)・・・17
- 14 鳥取県被災者住宅再建支援制度の見直しに向けた検討状況について
(住まいまちづくり課)・・・19
- 15 建築基準法に適合しないコンクリートの建築工事への使用について
(住まいまちづくり課)・・・20
- 16 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課)・・・22

鳥取市内及び県西部での新たな風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について

平成29年10月6日

環境立県推進課

鳥取市内及び県西部における2件の風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、その概要を報告する。

1 事業の概要

(1) 事業者：(両事業とも同一事業者)

合同会社 NWE-09 インベストメント (東京都港区虎ノ門4-1-28)

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン

(2) 各事業の概要

○ (仮称) 鳥取風力発電事業

⇒鳥取市内(湖山池より南側から河原町方面にかけての山地)に風力発電所を設置するもの。

出力：最大160,000kw

基数：36基程度(単機出力4,500kW程度)

○ (仮称) 鳥取西部風力発電事業

⇒県西部(伯耆南部の山間地及びその周辺)に風力発電所を設置するもの。

出力：最大160,000kw

基数：36基程度(単機出力4,500kW程度)

2 審査会の概要(本年度4回目の開催)

日時：平成29年9月28日 10時から12時30分まで

場所：県庁議会棟3階 特別会議室

議事：(1) 事業者による事業概要及び配慮書内容の説明

(2) 委員(大気、水質、動植物、騒音等の各分野専門家)からの質疑・意見等

<主な質疑・意見>

- ・環境の変化に敏感な子どもや高齢者、障がい者など配慮すべき者を基準に事業を考えてほしい。
- ・静かな地域に多くの風車を立てる計画となっており、騒音について特に慎重に調査・予測・評価を行うべき。
- ・想定区域は断層が近い場所や十数年前に地震のあった地域であることから、耐震性についても考慮することが必要である。
- ・急な斜面にアクセス道路を設置すると工事中の濁水も懸念される。計画が具体化してきた際には必要な対策をとること。
- ・想定区域内に自然林は少ないようだが、人工林においても生物の多様性が形成されているため、安易な改変は行わないよう注意すること。
- ・将来、発電事業が終わり、風車が不要になった際には、施設の撤去まで責任を持って行うこと。

3 今後の予定

今回の審査会での意見のほか、欠席された委員や行政(県・市)の意見等を含めて考え方を整理し、次回審査会では配慮書に係る意見の集約等、知事意見形成に向けた調整を行う予定としている。

9月8日

～10月10日 事業者による配慮書の縦覧、一般からの意見聴取

10月11日 環境影響評価審査会(配慮書内容に係る意見調整等)

10月31日 環境影響評価審査会(審査会意見のとりまとめ)

11月8日 知事意見の提出

参考：環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階において環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- ・今後、手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

**「鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例（仮）」に係る
パブリックコメントの実施について**

平成29年10月6日
水・大気環境課

「鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例（仮）」の制定に向け、県民の皆様から広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

1 条例検討の経過

- 本年3月に鳥取商工会議所青年部から光害防止条例制定に関する提言を受けた。
- 本年5月に星取県推進会議(構成員：大学識者・天文関係者・観光事業者・市町村・商工会青年部等)を立ち上げ、これまで3回の意見交換を実施した。
※県内や国内の星空環境の現状や、光害の概念とガイドライン、本県や他県市町の制度(条例等)の現状、夏季にさじアストロパーク等で実施したアンケート結果の傾向について情報共有した上で、条例の方向性等について意見交換した。

2 検討中の条例の主なポイント

① 光害の予防措置

- ・県下で屋外において投光器やレーザーを、上空に照射する等、美しい星空が見える環境を著しく阻害する方法で使用することを禁止する。※1)
※1) 安全や公共的目的のための使用や、一時的な使用で影響が小さい場合には適用しない。

② 星空保全地域の指定と措置

- ・県は、関係市町村や審議会の意見を聞いて、特に美しい星空が見える優れた環境を有する地域を「星空保全地域」として指定することができる。
- ・県は、指定した「星空保全地域」毎に、関係市町村や審議会の意見を聞いて、当該地域の特に美しい星空が見える優れた環境を保全するための照明の設置や使用等に関する基準(星空保全照明基準)を定め、基準の遵守を義務付ける。※2)
※2) 住宅に係るもの、既に使用されているものには適用しない。
- ・「星空保全地域」内での光害対策費用や、星空を利用した地域振興策、星空観察会など環境教育に資する取組に対する支援を規定する。
- ・県は、「星空保全地域」の夜空の明るさを監視し、結果を公表する。

※①、②に関する罰則適用について

- ・規定への違反については、停止勧告→氏名公表→停止命令→罰則適用(罰金)と、段階を踏んだ罰則を適用する。

③ 環境教育の推進

- ・県は、光害防止に関する普及啓発を行うとともに、美しい星空が見える環境の保全の必要性への理解が深まるよう、教育活動や学習活動への必要な支援を行い、美しい星空を活用した教育の機会提供や情報提供を行う。

3 パブリックコメントの実施期間

- 募集期間：平成29年10月13日(金)から10月27日(金)まで
- 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、
意見箱(県民課・各総合事務所・県立図書館・市町村窓口等)

鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例(仮)の内容についてご意見をお寄せください!

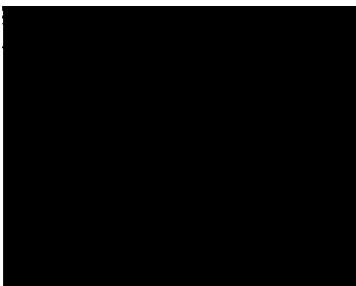
鳥取県では、県内随所で天の川を見ることができるといえるような美しい星空が見える環境を将来にわたって維持し、また、県民の財産として、環境教育の場や地域資源として活用推進することを目的とした条例の制定を検討しています。美しい星空が見える環境は、清浄な大気と光害(※)が少ない「暗い夜空」によってもたらされます。条例は、光害の予防やその対策に対する支援、及び美しい星空の環境教育への活用等について規定します。

※光害(ひかりがい)とは?

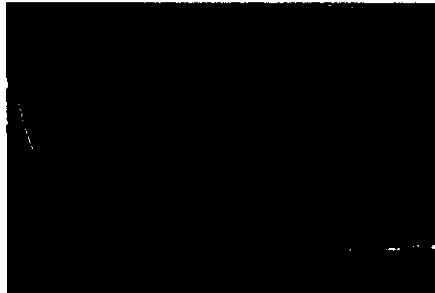
照明器具の不適切な使用又はその目的とする照射範囲から外れた光によって美しい星空が見える環境に悪影響を及ぼすことをいいます。

■概要

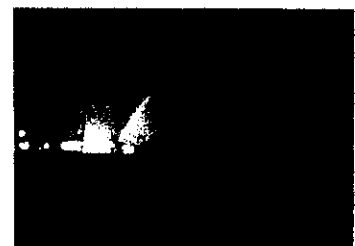
- 光害に対する予防措置と環境教育の推進(全県的な取組)
 - ・ 屋外で投光器やレーザーを、美しい星空が見える環境を著しく阻害する方法で使用することを禁止します(罰則を設けます)。
⇒なお、法令の規定による使用、人命・財産の保護、犯罪予防・捜査、災害・事故時の捜索・救助のための使用、祭典等の催物でやむを得ないと認められる場合などは適用除外とします。
 - ・ 県は、光害防止に関する普及啓発を行うとともに、美しい星空が見える環境の保全の必要性について理解が深まるよう、学校、家庭、職場その他で行われる教育活動や学習活動への必要な支援を行い、美しい星空を活用した教育の機会提供や情報提供を行うこととします。
- 星空保全地域内での保全措置と県の支援等
 - ・ 県は、美しい星空を見ることができ、その保全が特に必要と認める地域を、関係市町村等の意見を聴いて「星空保全地域」として指定します。
 - ・ 県は、関係市町村長や審議会の意見を聴いて、星空保全地域の美しい星空が見える環境を保全するために必要な、屋外照明や屋内照明の設置位置や照射の向き、使用方法、配慮すべき事項等を定めた照明基準(以下「星空保全照明基準」といいます。)を定め、その遵守義務を課します(罰則を設けます)。
⇒なお、星空保全照明基準を定めた時点で既に設置されている照明器具には適用しません。
また、星空保全照明基準には、個人住宅に関する制限を設けない予定です。
 - ・ 県は、星空保全地域での光害防止対策への支援(星空保全照明基準に適合した照明器具への更新・改造等の費用の一部補助)を行うとともに、星空保全地域で美しい星空が見える環境を活用した環境教育や地域振興策等を実施し、また市町村や県民等が行うこれらの活動を支援することとします。
- 罰則の適用は、勧告⇒氏名公表⇒命令⇒罰則適用(⇒は、従わない場合次への意味)段階を踏んで行います。



鳥取市さじアストロパークの星空



江府町御机付近から大山方向の星空



サーチライト(投光器の一種)による光害の例

骨子(案)の閲覧方法

- ・ 県庁水・大気環境課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。
ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/000000.htm>
- ・ 郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・ 電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・ 提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部水・大気環境課

郵 送：〒680-8570(所在地記載不要)

電 話：0857-26-7206

ファクシミリ：0857-26-8194

電子メール：mizutai@kankyou@pref.tottori.lg.jp

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況等について

平成29年10月6日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 実施状況報告書の提出

手続条例第14条の規定に基づき、センターから9月19日(火)に実施状況報告書が県へ提出された。

<実施状況報告書の記載概要>

項目	記載概要
広告及び縦覧の概要	・平成29年1月13日(金)から同年3月6日(月)まで ・米子市役所淀江支所等 16箇所縦覧
説明会開催の概要	・平成29年1月20日(金)から同年2月19日(日)まで ・計7回開催
意見書等の経過	・意見書5件(自治会3件、農業者1件、水利権者1件)に対し見解書で回答、縦覧 ・再意見書3件(自治会2件、水利権者1件)に対し再見解書で回答、縦覧
関係住民の理解に関するセンターの見解	・関係6自治会のうち4自治会は概ねご理解を得られた状況、2自治会は反対する方もおられる状況 ・農業者の理解は概ね得られ、水利権者は1名が反対している状況

(2) 米子市への意見照会

県は提出された実施状況報告書について、9月20日(水)に米子市に対し、10月4日(水)を回答期限として手続条例第15条の規定に基づき意見照会を行ったが、米子市から10月4日(水)付けで回答期限の延長依頼があった。

2 今後の予定

(1) 実施状況報告書の審査

県は手続条例第16条の規定に基づき、米子市からの意見回答を受けた後、センターから提出された実施状況報告書及び米子市の意見のほか、自治会等関係住民への聞き取り等を踏まえ、事業者と関係住民が合意するに至ったかどうかを審査することとなる。

(2) 合意形成の判断

県は事業者と関係住民の合意形成について、次の①～③のいずれに該当するか判断する。
なお、判断するにあたっては、その客観性を確保するため、鳥取県廃棄物審議会の意見を聞くことを予定している。

<合意形成判断の内容>

- ① 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
⇒ 手続条例終了へ
- ② 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
⇒ 事業者へ指導通知
- ③ 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
⇒ 事業者等から申出があった場合は、意見の調整手続へ(手続条例第17条)

3 センターによる関係住民以外への説明状況

センターは、関係住民以外に対して、条例手続の状況を勘案しながら、次のとおり説明会を開催している。なお、文書等で質問があれば、センターは必要に応じて回答等する予定である。

(1) 鳥取県漁業協同組合淀江支所

日時 平成29年8月22日(火) 午後2時から3時まで

場所 県漁協淀江支所内

参加者 淀江支所運営委員長等 約20人

概要 県漁協淀江支所からの要望を受け説明会を開催。説明を始めた段階で、参加者からの発言が相次ぎ、その後、運営委員長から説明を聞く必要はないと説明会打切りの発言があり、賛同者多数で散会。

<主な発言>

- ・既に一般廃棄物最終処分場から有害物が流れている。
- ・有害物はゼロでないと言えない。
- ・有害物は食物連鎖で濃縮される。
- ・漁業への風評被害を懸念する。

(2) 中間自治会

日時 平成29年8月5日(土) 午後7時から10時まで

場所 中間公民館

参加者 中間自治会員、大和地区の他の自治会会長等 約30名

概要 中間自治会からの要望を受け、説明会を開催。

<主な発言>

- ・処分場計画地の選定理由
- ・処分場の型式(オープン型、クローズド型)の決定理由
- ・手続条例の関係住民の範囲、手続きの流れ
- ・搬入検査方法
- ・水源地への影響

(3) 淀江校区連合自治会

日時 平成29年9月11日(月) 午後7時30分から9時20分まで

場所 米子市役所淀江支所

参加者 旧淀江町の自治会長等 約45名

概要 淀江校区連合自治会からの要望を受け、連合会主催の会長研修会として開催。

<主な発言>

- ・処分場計画地の選定理由
- ・津波の影響
- ・シートの耐久性
- ・水源地への影響

産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について

平成29年10月6日
税 務 課
循環型社会推進課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「産業廃棄物処分場税」について、現行の税制及び税込用途を維持して適用期間を5年間延長する県税条例改正案を11月定例県議会に提案する方向で作業を進めているので報告する。

1 税制度の概要

納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入（自社処分場への搬入は非課税）
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入（特別徴収） 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分は申告納付
課税免除	下水処理に伴い発生する汚泥等
適用期間	創設時 平成15年4月～平成18年3月（3年間） 延長時 平成18年4月～平成20年3月（2年間） 再延長時 平成20年4月～平成25年3月（5年間） 再々延長 平成25年4月～平成30年3月（5年間）
使 途	・産業廃棄物の適正な処理促進に関する施策費用 （リサイクル技術開発や処理施設確保のための周辺整備費等）

2 適用期間を延長する理由

産業廃棄物処分場税及びこの税を主な原資とする鳥取県産業廃棄物適正処理基金の平成25年度以降の残高は、次のとおりであり、課税目的の一つである産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の確保に向けた税収は今後も必要であるため。

<基金の残高等の状況>

（単位：千円）

区 分	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末 (見込)
単年度税収	7,831	13,334	14,662	11,622	13,115
税収累計額（※）	213,963	227,297	241,959	253,581	266,696
うちセンターへの貸付残高	—	—	90,427	89,893	92,893
うち産業廃棄物適正処理基金残高	174,913	181,594	49,799	55,726	59,278

※ 税収累計額は、鳥取県環境管理事業センターに貸し付けていた運営資金貸付金の繰上償還金（138,092千円。平成24年度に産業廃棄物適正処理基金へ全額繰入）を含む。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成29年10～11月 業界団体、経済団体からの意見聴取
特定納税義務者（搬入量が全体の1/10を超えると見込まれる者）に対する地方税法第731条の規定に基づく議会による意見聴取
- 11月 県税条例改正案の議会提案
- 平成30年1～3月 法定外目的税の変更に係る総務省協議
- 4月 改正条例の施行

【参考】

27道府県で産業廃棄物税制が導入されている。（税率はいずれも1,000円/トン）

「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」(平成31年度)の開催申請について

平成29年10月6日
緑豊かな自然課

全国都市緑化とっとりフェア(平成25年度)以降の本県の都市緑化の機運を更に盛り上げていくため、このたび鳥取市とともに「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の開催(平成31年春)を国に申請することとしているので、その概要を報告する。

※山陰自動車道「鳥取西道路」の開通や鳥取市政130周年等の記念事業として誘致するもの。

1 目的・背景

- ・「全国都市緑化とっとりフェア(平成25年度)」の開催を契機に、緑のまちづくり活動への関心が高まり、県民向けの講座や講演会の開催、身近な緑の管理など、県内の緑化活動の取組が活発になっている。
- ・「全国『みどりの愛護』のつどい」の開催を通じて、県内の様々な緑に関する取組を広く全国に発信するとともに、地域の緑化に尽力されている活動団体を顕彰することで、緑のまちづくり活動の更なる推進につなげる。

2 催事概要

- (1) 開催趣旨 「みどりの日」(5月4日)の制定の趣旨を踏まえて、平素から緑の保全育成に携わっている全国の公園緑地の愛護団体等の関係者が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進する。
- (2) 主催 第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会(予定)
(国土交通省、鳥取県、鳥取市等で構成)
- (3) 後援 全国知事会、全国市長会、全国町村会(予定)
- (4) 開催日 平成31年度の「みどりの月間(4月15日から5月14日まで)」のうち1日(予定)
- (5) 会場 コカ・コーラウエストスポーツパーク(鳥取県立布勢総合運動公園)(予定)
- (6) 内容 ①式典
・「みどりの愛護」活動事例紹介
・「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰
・全国「みどりの愛護」のつどい記念都市緑化功労者知事表彰
・誓いの言葉
②記念植樹
- (7) 参加者 約1,500名(予定)
全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体
関係機関職員、その他

<近年の開催状況>

開催年	開催県(開催市)	会場	開催日
平成27年(第26回大会)	宮崎県(宮崎市)	宮崎県総合文化公園	平成27年5月30日(土)
平成28年(第27回大会)	千葉県(柏市)	千葉県立柏の葉公園	平成28年6月12日(日)
平成29年(第28回大会)	石川県(金沢市)	兼六園周辺文化の森	平成29年6月10日(土)
平成30年(第29回大会)	滋賀県(長浜市)	琵琶湖湖岸(長浜)緑地	平成30年春

3 今後のスケジュール(案)

- 平成29年 秋 国土交通省へ開催希望を申請
平成30年 1月頃 開催地の決定(国)
春 専任職員の配置による実施本部の設立
平成31年 春 開催

鳥取砂丘ビジターセンターの整備について

平成29年10月6日

緑豊かな自然課

鳥取砂丘のジオパークセンター跡地（鳥取市営駐車場内）において、環境省直轄事業（県施行委任）で[仮称]鳥取砂丘ビジターセンター（東館）を建設中であり、その概要と開館に向けた今後のスケジュールを報告する。

1 [仮称]鳥取砂丘ビジターセンター（東館）の概要

(1) 構造等

- ・構造：木造一部鉄筋コンクリート造 地上2階建
- ・面積：建築面積 752.63m²、延床面積 1,010.09m²

(2) 特徴

- ・砂丘景観との調和を図るため、高さを抑えた形態とデザインを採用
- ・団体利用者の集合の場としても使える広いエントランス
- ・多様な利用を前提とした展示室、レクチャールーム、体験実習室
- ・砂丘事務所やトイレなど既存施設を、宿場町の雰囲気を表した「カリヤ（渡り廊下）」で一体性を持たせ、雨天時の利便性を確保

2 スケジュール

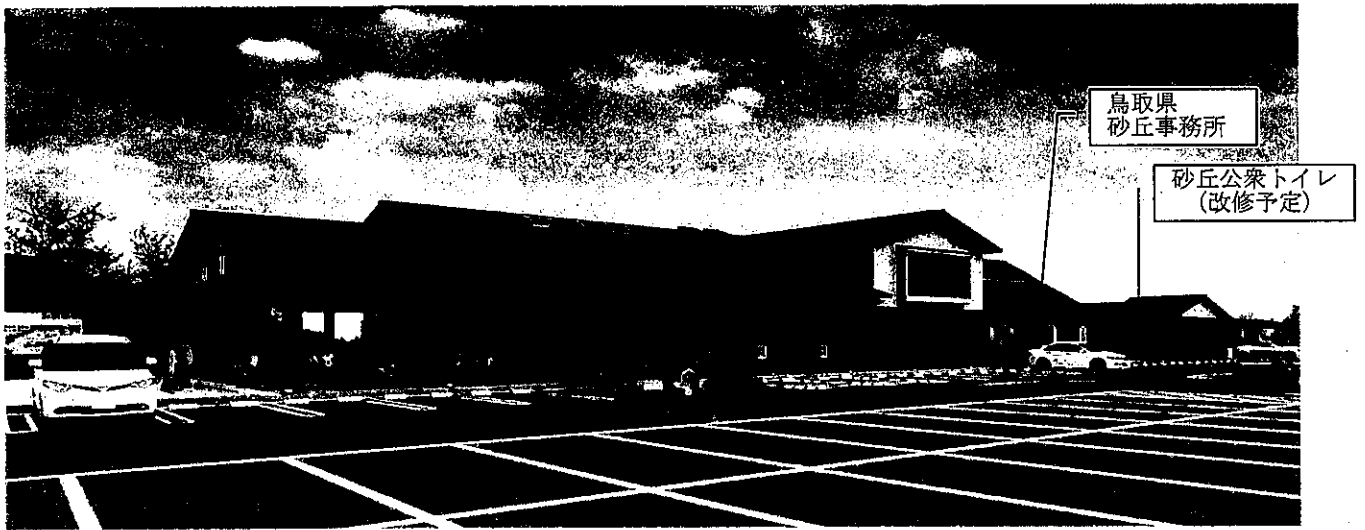
※ 平成30年秋開館予定

	所管	種別	事業費	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
				上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
砂丘東側施設	環境省	VC 実施設計	43百万	●	●						
		VC 本体工事	680百万			●	●	●	●		
	鳥取県	公衆トイレ設計	5百万	●	●						
		公衆トイレ工事	129百万				●	●	●		
		砂丘スロープ・階段工事	検討中								●
砂丘西側施設	環境省	基本設計・実施設計	19百万			●	●				
		本体工事	検討中								●

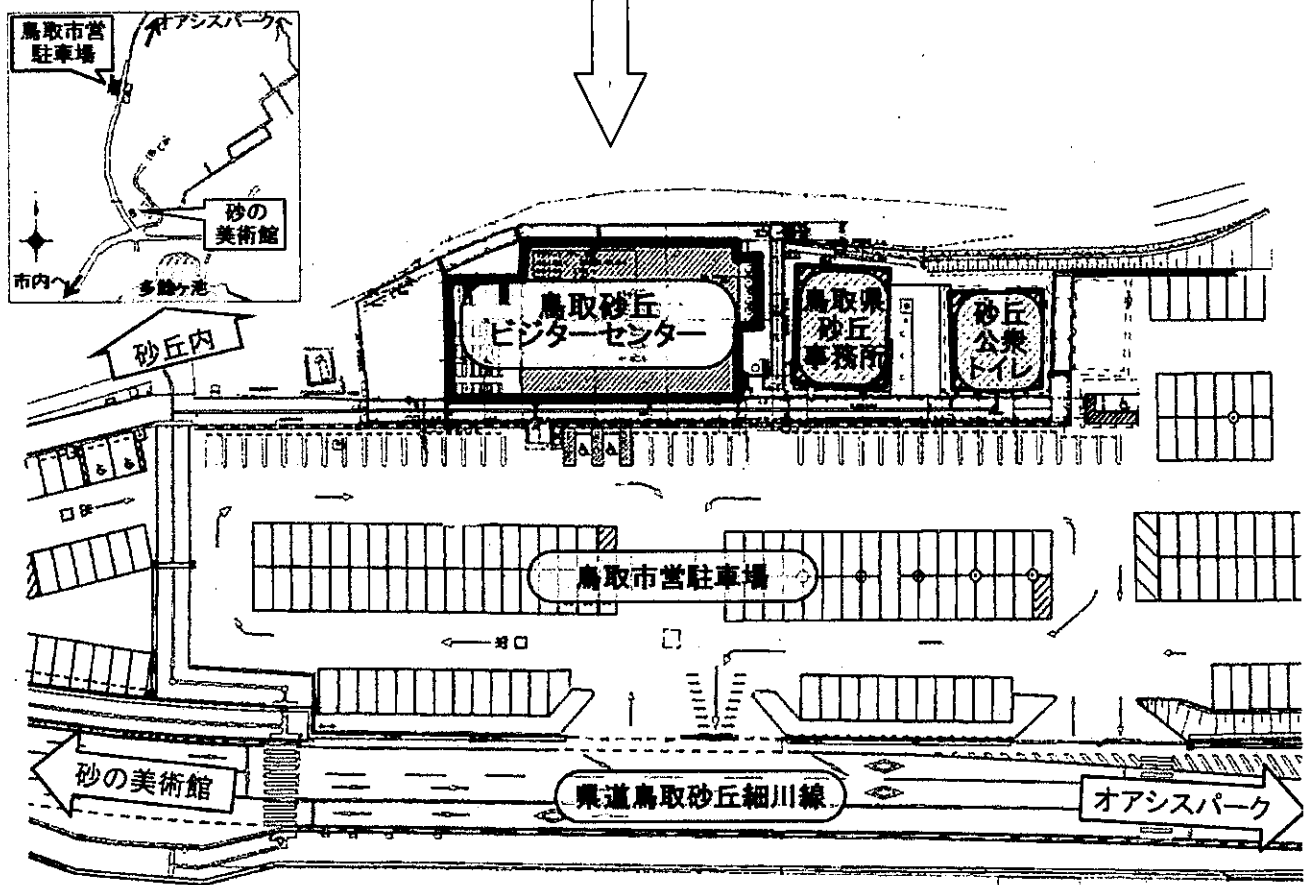
3 今後の予定

- 県東部の中核観光地の玄関口となる施設であり、ビジターセンターの管理運営は砂丘の利活用の要となることから、10月中に設置者である環境省・県・市で協議会を設立し、共同運営にあたる。（事務局：鳥取市）
- 砂丘の西側に設置を計画している「西館」は、体験学習とアクティビティを通じた砂丘の利用の拠点に位置づけ、基本実施設計に着手するところであり、平成31年度以降の完成を見込んでいる。

○イメージパース



○配置図 (鳥取市営駐車場内)





大山開山 1300 年祭 プレ・イヤー イベント
 『山の日帽』お披露目セレモニー及び市町村『山鐘』リレーイベント
 の実施について



平成 29 年 10 月 6 日
 「山の日」大会推進課

伯耆国「大山開山 1300 年祭」プレ・イヤーイベントの一環として、来年 8 月に開催する第 3 回「山の日」記念全国大会の機運醸成を図るため、大会のシンボルである「山の日帽」をお披露目するとともに、「山鐘」を用いた市町村リレーイベントをスタートしたので、その概要を報告する。

- 9 月 24 日（日）に開催された伯耆国「大山開山 1300 年祭」プレ・イヤーイベントとして、「山の日」記念全国大会の大会シンボルである「山の日帽」を初披露するとともに、同じく大会シンボルである「山鐘」を各市町村で持ち回るリレーイベントをスタートした。
- ※同時イベントとして「ホーリー・トレイル（川床道ハイク）」・「秋のたいまつ行列」を開催
- 初回となる今回のリレーでは、大会開催地の米子市及び大山町から若桜町への引き継ぎが行われた。次回は、10 月に岩美町へ引き継がれる予定である。
- （※当初、9 月 17 日の山ガールサミット内で上記行事を実施する予定だったが、台風 18 号の影響により延期したもの）

1 大山開山 1300 年祭 プレ・イヤー イベント（9 月 24 日）の概要

- (1) ホーリー・トレイル（川床道ハイク）
 人気ハイカーとともに、400 年前の自然石で作られた石畳などの古道ルートを満喫した。
 （一向平（琴浦町）から川床（大山町）まで約 9km のコース。一般参加者 24 名）
- (2) 秋のたいまつ行列・山の日セレモニー【大神山神社奥宮、博労座第 4 駐車場】
 ○ オープニングステージ（大山僧兵太鼓）、大山の恵み からす天狗市の開催
 ○ ステージイベント
 - ・ 『山の日帽』お披露目セレモニー& 『山鐘』リレーイベント
 - ・ ホーリー・トレイルゲストトークセッション（山岳ライター 高橋庄太郎氏ほか）
 - ・ 1300 年祭プレ・イヤー記念コンサート（ゴスペル合唱団 ゴスペルオーブ）
 ○ たいまつ行列、たいまつ行列を迎えるステージ（大山僧兵太鼓・下蚊屋の荒神神楽）

2 「山の日帽」お披露目セレモニー及び市町村「山鐘」リレーイベント

- (1) 日 時 平成 29 年 9 月 24 日（日）午後 4 時 35 分から 5 時 55 分まで
 - (2) 場 所 大山博労座第 4 駐車場 特設ステージ（鳥取県大山町大山）
 - (3) 出席者 県（酒嶋生活環境部長、中山西部総合事務所長）、米子市（伊澤副市長）、大山町（竹口町長）、若桜町（小林町長）
 - (4) 内 容 ○ 伯耆国「大山開山 1300 年祭」及び「山の日」記念全国大会の紹介
 ○ 第 3 回「山の日」記念全国大会開催地あいさつ（県、米子市、大山町）
 ○ 「山の日帽」及び「山鐘」の披露
 ○ 「山鐘」リレーイベント（大会開催地（米子市・大山町）から若桜町へ）
- <参考> 次回のリレー（予定）
- ・ 10 月 7 日（土）「わかさ氷ノ山山フェス」にて若桜町から岩美町へ
 - ※ 岩美町以降のリレー先は、今後、各市町村と調整して決定する予定。

山の日帽お披露目		山鐘リレー	

3 当面の PR

- (1) 全県での機運醸成を図るため、「山鐘」を県内全市町村で持ち回るリレーイベントを継続実施する。
- (2) 市町村や山岳関係者、山の愛好者等と連携した PR キャラバン隊等を組織し、観光物産イベントやアンテナショップ等で「山の日」記念全国大会の開催とともに県内の山の魅力や大山開山 1300 年祭を PR する。
- (3) 本県の山の魅力的な風景や山のアクティビティ等を取りまとめた DVD、写真パネル等を作成し、大山をはじめ県内の山の魅力を内外に広く発信する。（9 月補正予算として提案中）

日本ジオパーク再認定に係る審査結果と今後の対応方針について

平成29年10月6日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

山陰海岸ジオパークは、日本ジオパーク及び世界ジオパークの認定を受けており、4年ごとに再認定を受ける必要がある。この度、7月31日から8月2日にかけて、日本ジオパーク委員会（JGC）による日本ジオパーク再認定に係る現地審査が行われ、9月27日にその審査結果が公表されたので、その概要と今後の対応方針について報告する。

1 審査結果

条件付き再認定

※早急に解決を要する重要な問題点があると判断し、2年後に改めて審査を行う。

<審査結果に係る日本ジオパーク委員会のコメント>

- ・この4年間、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークでは、活発なジオパーク活動が各地で取り込まれ、前向きな展開が見受けられた。また、2015年にはAPGN（アジア太平洋ジオパークネットワーク）大会を開催した。
- ・その一方で、ジオパーク内のあらゆるレベルでの連携を欠いており、ユネスコ世界ジオパークとして持続的な運営形態になっているとは言いがたい。
- ・ジオパークを使って地域全体をどうしたいのか、この課題を先送りせず早急に解決する必要がある。
- ・推進協議会や同事務局を含めた様々な主体が問題解決のために対話を繰り返し、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークとしての持続的発展の在り方を考えて欲しい。
- ・以上のことから、日本ジオパークとして条件付き再認定とした。

(参考：現地審査の概要)

- (1) 日程：7月31日（月）～8月2日（水）
- (2) 審査員：中田 節也 氏（JGC副委員長、東京大学地震研究所教授）
橋詰 潤氏（明治大学黒曜石研究センター博士）
和田 庫治 氏（室戸ジオパーク推進協議会事務局長）
- (3) 審査の主なポイント
 - ・前回再認定（H25.12）の際に拡大したエリア（鳥取市青谷町・鹿野町エリア）の取組
 - ・前回再認定の際に示されたコメント（課題）への対応状況
 - ・前回再認定以降の新たな取組など
- (4) 講評（8月2日）における審査員発言（主なもの）
 - ・地域の沢山の方に会ったが、住民が誇りを持つようになったことを感じた。地域のことが大好きで、地域のことをもっと知りたいという思いが伝わり、この地域のジオパークの取組が進んでいるという印象を受けた。
 - ・青谷上寺地遺跡の事例などは、地域の遺産を大切にしている大変素晴らしい事例だと思った。こうした事例を、更に他の地域、他のジオパークにも広めていただきたいと感じた。
 - ・各要素は素晴らしく、光るものは非常に多いが、それを上手くコントロールする事務局の役割がみえない。各地域のボトムアップの活動がどう連携すれば、山陰海岸ジオパーク全体でもっと地域振興に繋がるのかという視点で見ると連携がまだ不十分と感じた。ジオパーク全体として、どこを向いていこうとしているのかそれについて事務局で議論して欲しい。

2 知事コメント

「来年に迫った世界ジオパーク再認定に向け一歩前進した。関係者の御尽力に深く感謝する。今後、条件として提示された連携強化に向けて早急に三府県で協議するとともに、日本のそして世界のモデルとなる山陰海岸ジオパークの発展に邁進していく。」

3 今後の対応方針

10月5日に構成府県市町による対策会議を開催し、今後の連携のあり方について意見交換し、来年の世界ジオパーク再審査において必ず「再認定」を得ることができるよう万全を期すことを確認した。

※来年（平成30年）、世界ジオパークの再認定を受けることができれば、その翌年（平成31年）の日本ジオパーク再審査は実施されない。その後は4年ごとに再認定を受ける（通常のスケジュール）。

「鳥取県地域安全フォーラム2017」の開催について

平成29年10月6日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)
くらしの安心推進課

10月11日(水)から20日(金)までの期間で実施される「平成29年全国地域安全運動」の一環として、鳥取県では、県民の自主防犯意識の高揚、安全安心なまちづくりの推進等を目的として「鳥取県地域安全フォーラム2017」を開催する。

1 開催日時・場所

- 平成29年10月18日(水) 午後0時30分から午後3時00分までの間
- 鳥取市尚徳町101番地5 とりぎん文化会館小ホール

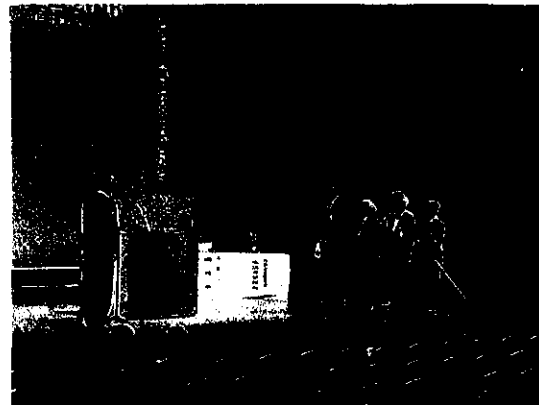
2 参加予定者

約450人

3 主催・共催

主催：公益社団法人鳥取県防犯連合会

共催：鳥取県警察・鳥取県



昨年の開催状況

4 開催内容

- 鳥取県警察音楽隊演奏
- 特殊詐欺被害防止宣言
- 出席者あいさつ
- 表彰
防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰
※ 功労者26人、功労団体7団体が受賞
- 園児による防犯メッセージ
- 講演 「犯罪は しない させない 見逃さない」
<講師>
夫婦漫才師 林家ライス・カレー子 氏



講師 林家ライス・カレー子 氏

5 その他

「優良迷惑電話防止機器」、「防犯性能の高い建物部品」等の展示

「第49回鳥取県交通安全県民大会」の開催について

平成29年10月6日
くらしの安心推進課

県内の交通安全功労者及び優良運転者の表彰を行うとともに、交通安全に関する講演等を行うことにより、県民の交通安全意識の更なる高揚を図りながら交通事故を防止することを目的として、次のとおり開催する。

今大会では、高齢者事故防止と自転車の安全利用の啓発を目的に、運転適性相談員による高齢者向け講演や自転車乗車用ヘルメットの重要性をPRする講演等を実施する。

1 開催日時・場所

平成29年11月10日（金）正午から午後3時50分まで
米子市文化ホール（米子市末広町293）

2 参加予定者

約600人（表彰受賞者・団体及び県民の皆様）

3 主催・共催

主催：鳥取県交通対策協議会（会長：鳥取県知事）

共催：鳥取県、鳥取県警察、一般財団法人鳥取県交通安全協会

4 開催内容

(1) 式典（場所 大ホール）

- ・交通事故犠牲者に対する黙とう
- ・交通安全功労者表彰
- ・米子市立すすみれ保育園園児による「交通安全メッセージ」発表

・講演①

講師 西部地区運転免許センター運転適性相談員 那須野美香 氏

演題 「健康で長く安全に運転できるように」

・講演②

講師 安田大サーカス団長 安田裕巳 氏

演題 「安全に自転車を楽しむために」

・大会決議

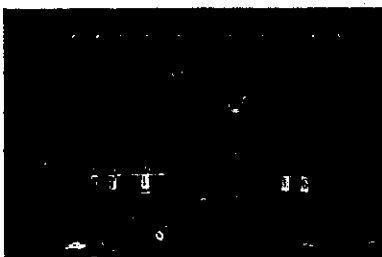
(2) 各種展示・体験（場所 ホール正面玄関、ホワイエ等）

- ・パトカー、白バイ展示
- ・自転車運転シミュレーターによる自転車ルールの学習
- ・シニアカーの試乗展示
- ・シートベルト着用体験車によるシートベルトの効果体験
- ・交通安全教育車による安全運転適性診断
- ・交通安全ポスター等の展示
- ・反射材用品等の展示等
- ・交通事故相談所相談員による出張相談

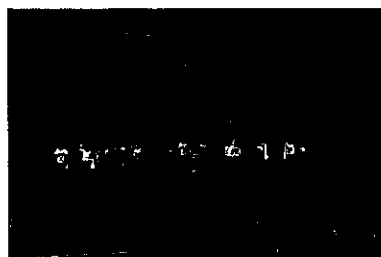


安田裕巳 氏

【昨年の開催状況（平成28年11月15日（火）ハワイアロハホール）】



【式典】



【園児による交通安全メッセージ】



【講演（林 覚乗氏）】

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について

平成29年10月6日
警 察 本 部
(警務部広報県民課)
くらしの安心推進課

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体が支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、犯罪被害者御遺族の講演等を通じて、社会全体による被害者支援の必要性について県民の理解を深めることを目的として開催する。

1 開催日時・場所

平成29年11月22日(水) 午後1時30分～
倉吉市駄経寺町212番地5
鳥取県立倉吉未来中心 小ホール

2 主催・共催

主催 公益社団法人とっとり被害者支援センター
共催 鳥取県・鳥取県警察
※ 関係機関、報道機関に対し後援を依頼予定

3 参加者

広く県民に参加を呼び掛けるほか、関係機関、自治体及び県警察の職員に対しても参加を促す。

4 内容

- 関係者挨拶及び功労者表彰
主催者等の挨拶
支援活動員等功労者の表彰

- 講演
演題 「歩^{あゆみ}と生きる」
講師 中谷^{なかたに} 加代子^{かよこ} 氏 (犯罪被害者御遺族)

【プロフィール】

平成18年、当時高等専門学校5年生の長女・歩^{あゆみ}さんが、学校内の研究室で同級生の少年に殺害された犯罪被害者御遺族。山口県在住

- 鳥取県警察音楽隊演奏

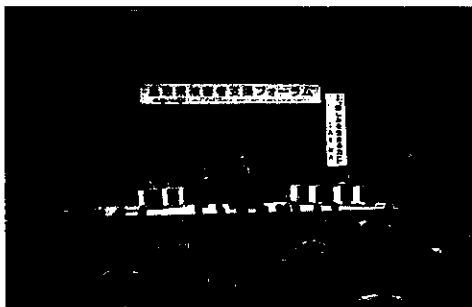
5 その他

小ホール入口付近において、犯罪被害者自助グループ「なごみの会」による「いのちのパネル展」を行う。

【いのちのパネル展】

犯罪被害者やその御遺族の方々の写真やメッセージを展示し、犯罪被害者御遺族の方々の思いを広く県民に知ってもらい、いのちの大切さを訴えるもの

昨年の開催状況(とりぎん文化会館)



消費者庁主催「エシカル・ラボ in とっとり」の開催について

平成29年10月6日
消費生活センター

消費者庁主催の「エシカル消費」普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボ in とっとり」が、以下のとおり開催されるので、その概要を報告する。

なお、県においても同シンポジウムの開催に合わせ「とっとりエシカル・マルシェ（県産エシカル商品の産品市）」を開催し、県民等への一層の啓発を図ることとしている。

※「エシカル消費」…人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動。

- 1 日 時 平成29年10月21日（土）午後1時から午後4時まで
- 2 場 所 米子コンベンションセンター小ホール（米子市末広町294）
- 3 参加対象 招待者及び一般参加者（定員300人）
- 4 開催目的 「エシカル消費」の意味や必要性等について、広く国民に普及するための情報提供や、地方公共団体による主体的な普及・啓発活動の促進を目的とする。
- 5 プログラム

13:00	開会挨拶
13:10	基調対談 ～今「エシカル消費」が求められている理由～ 〈対談者〉 石原 良純（俳優・気象予報士） 中原 秀樹（一般社団法人日本エシカル推進協議会 副会長）
14:00	全国に先駆けて進む鳥取の「エシカル」 〈報告者〉 高崎 彩（公立鳥取環境大学 経営学部 経営学科 泉ゼミ4年） 「ゴミ拾いで世界が変わる？エシカルから始まる未来とは」 徳本 修一（トゥリーアンドノーフ(株) 代表取締役） 「これからの有機農業に大切なこと」 長光 文一郎（NPO 法人ライヴ（リヴよどえ） 事務長） 「鳥取県大山町『御崎漁港』の水福連携活動」 堀田 晶子（鳥取県消費生活センター 所長） 「未来と人と社会のための『エシカル消費』」
14:55	お買い物で世界は変えられる ～明日からできる「エシカル消費」～ 泉 美智子（公立鳥取環境大学 経営学部 准教授） 公立鳥取環境大学 泉ゼミ 学生
15:45	エシカル宣言 平井 伸治（鳥取県知事）、石原 良純（俳優・気象予報士）他
15:50	エシカルバトン引継ぎ式（次期開催県（秋田県）への引き継ぎ）
15:55	閉会挨拶

6 その他

上記の開催に合わせ、同日、米子コンベンションセンター周辺で開催される「第4回農と食のフェスタ in せいぶ」の会場内に、県主催の「とっとりエシカル・マルシェ（県産エシカル商品の産品市）」を出展し、県民等への啓発を図るとともに県産品を広く県内外に発信する。

※「エシカル商品」…生産工程等で、人や社会、環境に配慮して生産された商品やサービス。

（例）県産素材と専門家の技術・アイデアを組み合わせ、障がい者が生産に携わる商品。

（参考）本県の「エシカル」消費普及啓発の取組

- ・本県では、消費者庁「エシカル消費」に関する調査研究会に知事が委員として参画したことを契機に、平成27年度から「エシカル消費」の普及啓発に取り組み始めた。
- ・平成28年3月に策定した県消費者教育推進計画に基づき、特に若年層に重点を置いた「エシカル消費」を含む消費者教育を推進している。
- ・引き続き、若年層をはじめとする県民への普及を図るとともに、「エシカル商品」の認定や紹介を通して、「エシカル消費」の認知度向上と実践につなげていく。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の 一部改正(新たな住宅セーフティネット法)に伴う県の対応について

平成29年10月6日
住まいまちづくり課

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正により、民間賃貸住宅を「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」として登録する制度が10月25日からスタートする。

本県においても、住宅確保要配慮者の民間賃貸への入居が促進されるよう同制度を活用することとし、今後、市町村とともに制度の詳細を検討する。

1 法改正の背景

- ・住宅確保要配慮者※に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的として、平成19年に同法が制定された。
- ・住宅確保要配慮者は、今後も増加が見込まれ、また、民間住宅の空き家も増加が見込まれることから、空き家を活用した住宅セーフティネットの強化が求められている。

※住宅確保要配慮者・・・高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、被災者ほか

2 制度の概要 (平成29年4月28日一部改正公布、10月25日施行)

民間賃貸住宅の空き家を活用し住宅確保要配慮者の入居の円滑化を図るものであり、主に3つの柱からなる。

(1) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録

賃貸人が、ある一定の基準(規模、設備、耐震性等)を満たした住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として県に登録する。

(2) 登録住宅の改修・家賃低廉化への支援

登録住宅に住宅確保要配慮者が入居する場合、市町村が実施主体となり改修費や家賃低廉化への支援を行う。

①改修費支援：補助率2/3(負担割合：国1/3+地方1/3)、国上限50万円/戸

②家賃低廉化支援：補助率未決定(負担割合：国1/2+地方1/2)、国上限2万円/月・戸

(3) 住宅確保要配慮者の居住支援

- ・「居住支援法人※」が行う居住支援活動等に対して国がその経費を支援する。(上限1,000万円)
- ・生活保護受給者に支給される住宅扶助費等に係る代理納付(福祉事務所)の推進等。

※居住支援法人・・・家賃債務保証、入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う法人で県が指定するもの。

3 本県の対応

- (1) 賃貸人からの登録申請が提出された場合、内容を審査し登録する。(10月25日～)
- (2) 来年度の当初予算に向けて市町村とともに制度の詳細を検討する。

<参考>本県のこれまでの住宅セーフティネット対策

- (1) 平成15年度から、公営住宅の応募において、母子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など特に居住の安定を図る必要がある世帯の優先入居制度を導入した。
- (2) 平成21年度から、あんしん賃貸支援事業を開始し、宅地建物取引業協会に相談員を2名配置し、入居相談を行っている。
- (3) 平成24年度から、県内の地方公共団体、不動産及び福祉関係団体等を構成員とする鳥取県居住支援協議会を設立し、必要な施策の検討をはじめ住宅セーフティネットを構築するための環境整備を図っている。

背景・必要性

※ 高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

- 住宅確保要配慮者[※]の状況
 - ▶ 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
 - ▶ 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%]）
 - ▶ 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
 - ▶ 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円）
 - ▶ 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否
- 住宅ストックの状況
 - ▶ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
 - ▶ 民間の空き家・空き室は増加傾向

空家の入居状況

専員の高齢者
生活保護受給者
高齢者のみの世帯
一人親世帯

126 民間賃貸

空家等の活用状況

この国の空家等の活用状況

2017年
121万戸
12.1%

2018年
127万戸
12.7%

2019年
137万戸
13.7%

空家家等 約920万戸

民間賃貸 48万戸
公営住宅 3万戸
民間賃貸 31万戸

➔ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要 ○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

- 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録
 - ▶ 構造・設備、床面積等の登録基準への適合（耐震性能、一定の居住面積等）
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定
- 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督
- 登録住宅の改修・入居への支援
 - ▶ 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数

0戸 ⇒ 17.5万戸

(年間5万戸相当)

(2020年度末)

登録制度

居住支援協議会等による入居円滑化

要配慮者 ⇄ 登録住宅 ⇄ 賃貸人

情報提供 都道府県等

改修等への支援

手すりの設置

二重床の設置

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

- 居住支援法人による入居相談・援助
 - ▶ 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
 - ▶ 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助
- 家賃債務保証の円滑化
 - ▶ 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
 - ▶ 居住支援法人による家賃債務保証の実施
- 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付[※]を推進
 - ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

居住支援協議会

- 不動態関係団体（不動産業者、賃貸住宅管理業者、家主等）
- 居住支援法人（社会福祉法人、NPO等）
- 地方公共団体（住宅部局、福祉部局）

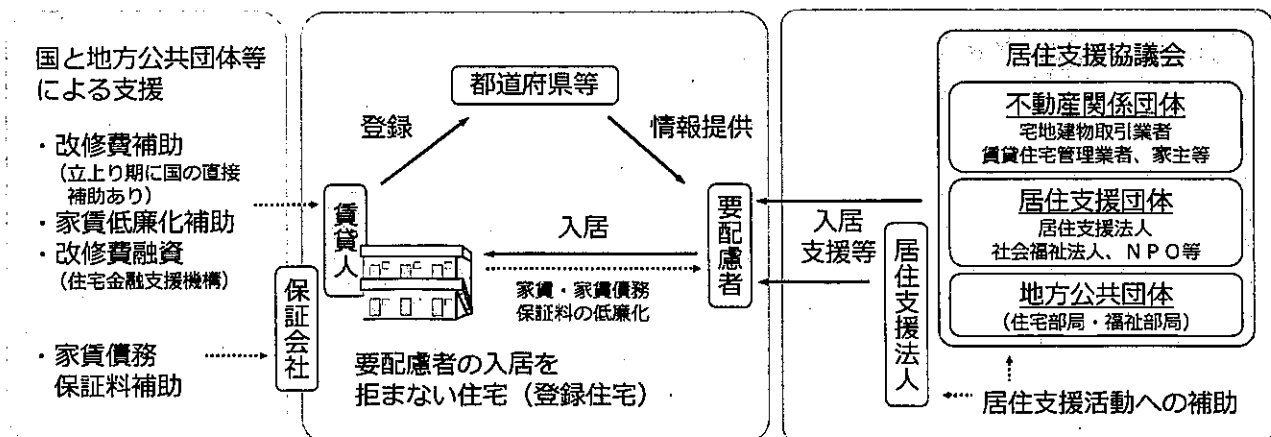
・住宅情報の提供
・相談の実施等
・見守りサービスの紹介等

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み（案）

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 半年以内施行）

- ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



鳥取県被災者住宅再建支援制度の見直しに向けた検討状況について

平成29年10月6日
住まいまちづくり課

鳥取県被災者住宅再建支援制度の見直しに向けた検討を市町村とともに進めており、その概要を報告する。

1 経過

- ・鳥取県中部地震による被災住宅の再建（修繕）支援として、現行制度の対象にはない一部破損世帯への支援等を臨時的に創設（拡充）した。
- ・平成29年8月に開催した行政懇談会で議論した結果、中部地震対策として拡充した支援の大枠は維持することとし、現在市町村の意見を伺いながら制度の詳細について調整している。

2 現在検討している制度の基本構成(案)

項目	現行制度	中部地震での対応	検討(案)
(1) 一部破損世帯への支援	半壊世帯以上に支援 ※損壊基準判定 20%以上	住宅補修に対し臨時的に支援(上限30万円)	新たに制度化(上限30万円)
①損壊基準判定 10%以上~20%未満		住宅修繕支援金(単県事業)として臨時的に支援(損壊程度により1~5万円)	新たに制度化(現在市町村が行っている見舞金程度とする)
②損壊基準判定 10%未満			
(2) 擁壁修繕への支援	対象外	倉吉市及び三朝町との協調支援(補助率2/3、上限100万円) ※本制度とは別の臨時的な枠組	新たに制度化(補助率2/3、上限100万円)
(3) 半壊世帯への支援	補修のみ支援(上限100万円)	建設・購入の場合も臨時的に支援(上限100万円)	建設・購入する場合も支援(上限100万円)
(4) 賃貸住宅への支援	賃貸住宅所有者への支援は対象外(一部賃借人を支援)	一部賃貸住宅所有者を臨時的に支援	中小規模以下の賃貸住宅所有者も支援

【基金事業の財源構成：基金8/10、県1/10、被災市町村1/10】

※ 行政懇談会等での市町村の主な意見

- ・見直し案の方向性について賛同多数
- ・上表(1)②についての意見：損壊程度による細かい区分けは無くして欲しい
被害の確認を簡素化する等の工夫が必要 など

<参考：現行制度>

(単位：千円)

住宅再建の方法	世帯	全壊	大規模半壊	半壊	対象経費
建設・購入	一般世帯	3,000	2,500	—	住宅の建設・購入又は補修費(半壊は住宅の補修費に限る)
	単数世帯	2,250	1,875	—	
補修	一般世帯	2,000	1,500	上限1,000	
	単数世帯	1,500	1,125	上限750	

3 基金積立ての考え方(案)

- ・平成24年度に基金の積立て目標額(20億円)に達したため、平成25年度以降は積立てを停止中であるが、中部地震対策により、基金残額は10億円程度となる見込みである。
- ・当面の目標額は現行どおり20億円とし、20億円積み立てた時点で再度議論する。
- ・一部市町村からの早期積み増しが必要との意見を踏まえ、単年度の積立て額及び積立て期間を早急に検討することとし、平成30年度から積立てを再開する。

4 今後のスケジュール(案)

- ・平成29年10月下旬~11月上旬：
被災者住宅再建支援制度運営協議会の開催(→制度改正の内容を決定)
- ・平成29年12月(11月議会)：
福祉生活病院常任委員会への報告
- ・平成30年2月(2月議会)：
被災者住宅再建支援条例改正(案)及び関連予算(案)の提出

建築基準法に適合しないコンクリートの建築工事への使用について

平成29年10月6日
住まいまちづくり課

米子市内の生コンクリート製造工場が建築基準法に適合しないコンクリートを出荷し、建築工事に使用されていたことが判明したので、その状況について報告する。

- 米子市に所在する(株)中央生コンが、平成27年5月1日から平成29年8月17日の間に、建築基準法に適合しないコンクリート(回収骨材を使用したもの)を出荷し、建築工事に使用されていることが判明した。
※建築基準法では建築物の基礎及び主要構造部(柱、梁等)に用いるコンクリートは、原則として回収骨材を使用しないJIS規格に適合するものとし、例外的に国土交通大臣の認定を受けた場合に回収骨材の使用を認めている。(土木工事では問題なく使用が可能)
- 該当する建築物の所在地を管轄する特定行政庁(県、米子市及び境港市)では、このコンクリートを使用した建築物について国土交通省から情報提供を受け、建築物の基礎及び主要構造部における使用の有無について調査を行うとともに、建築基準法適合の状況及びコンクリート強度の確認を進めている。
- 現時点で、コンクリート強度について問題のある物件は見つかっていない。
- なお、(株)中央生コンは、国土交通大臣の認定に向けて指定性能評価機関と協議を進めている。

■回収骨材について

- ・主に他の工事等で余ったコンクリート等を洗浄し、抜き出された碎石や砂のことをいう。
- ・JISでは回収骨材をJIS A5308の2014年版(H26.3.20改正)から位置付けている。
- ・建築基準法第37条及び同条に基づく告示で使用できるコンクリート材料を指定。
⇒JIS改正後も建築材料として使用する場合の長期の耐久性等の知見がないため、回収骨材は原則使用禁止としている。ただし、大臣認定取得により基礎や主要構造部(柱、梁等)への使用が可能となる。
- ・現在、回収骨材を使用するJIS認定工場は山陰では(株)中央生コンのみ。
- ・なお、国土交通省では告示に基づき使用可能な材料として回収骨材を位置付けられるかどうかについて「建築材料における回収骨材の使用に関する検討委員会」において今年度から検討を進めていたところ。

1 建築基準法に適合しないコンクリートを出荷した会社名

株式会社中央生コン 代表取締役社長 金田 孝成(米子市和田町2214-7)

2 調査状況等

- ・(株)中央生コンから提出された出荷先リスト(323件)に基づき、県、米子市及び境港市で調査している。うち、影響の大きい物件69件(当該コンクリートが100m³以上使用された建築物・公共建築物・現在工事中の建築物)について優先的に建築基準法適合の状況及びコンクリート強度の確認作業を行っている。
⇒建築基準法不適合建築物が45件確認されたが、いずれもコンクリート強度に問題はない。
- ・残りの建築物についても、引き続き調査中である。

市町村	調査対象	優先調査物件				その他物件	
		28(8)	不適合と確認		問題なし	問題なし	調査中
25(8)	強度確認済		問題なし				
米子市内	民間	231	25(8)	25(8)	3	80	123
	公共	24	12(1)	12(1)	12	0	0
境港市内	民間	53	5(1)	5(1)	6	6	36
	公共	5	2(1)	2(1)	3	0	0
西部地区の郡部	民間	9	0	0	0	5	4
	公共	1	1	1	0	0	0
合計	民間	293	30(9)	30(9)	9	91	163
	公共	30	15(2)	15(2)	15	0	0

※上記は平成29年9月26日現在の調査状況。()内の数字は現在工事中の件数

※今後の調査において規制対象外と判明した場合など数字が変動することがある。

※このほか島根県松江市内の物件も1件あり、特定行政庁(松江市)でも対応中。

【県有施設について】

- ・回収骨材を使用したコンクリートを使用した県有施設は6施設あり、建築基準法不適合と確認されたものは次の2施設である。いずれも、県に保管されている試験成績票等を調査し、コンクリート強度が基準を満たしていることを確認済である。

工事名	工期	使用場所	使用量(m ³)	備考
産業人材育成センター米子校体育館耐震改修工事	H27.11 ~H28.3	基礎	3	強度確認済
県立武道館ハートフル駐車場等新築工事	H27.11 ~H28.2	基礎	15	強度確認済

(参考：これまでの経過)

- 8月16日 「建築材料における回収骨材の使用に関する検討委員会」(国土交通省所管)の委員が(株)中央生コン工場を調査した際に、建築工事への出荷が発覚した。
- 21日 国土交通省から同省中国地方整備局建政部を通じて、(株)中央生コンが製造したコンクリートについて建築基準法不適合の疑いがあるとの一報が県に入った。
- 22日 同社が県、米子市に状況説明を行った。
- 23日 同社が境港市に状況説明を行った。
- 30日 県、米子市、境港市が同社に対し、今後の調査の説明と関係資料の提供を要請した。
- 9月1日 同社から提供のあった資料をもとに各行政庁が、建築基準法の適合状況の確認作業を開始した。

3 影響と今後の対応

(1) 影響

- ・現状では回収骨材を使用したコンクリートを使用した建築物は工事中、使用中に拘らず、大臣認定が取得されない限り、建築基準法に適合しない。
⇒工事中の物件については大臣認定取得までは検査済証の交付ができない。
- ・強度試験等によりコンクリート強度が基準を満たすことが確認できなかった建築物は、コンクリート工事のやり直しあるいは補強等が必要となる。
⇒現時点では強度不足は確認されていない。

(2) 今後の対応

- ・(株)中央生コンでは、回収骨材を使用したコンクリートが、今後建築物でも使用でき、すでに使用されたコンクリートも建築基準法上適法になるよう国土交通大臣の認定に向けて指定性能評価機関と協議中であり、県として今後の状況を注視する必要がある。
⇒県から同社に対して、速やかな是正のため大臣認定の取得を急ぐよう指示しており、また、国土交通省に対しても、性能評価が終了した場合には速やかに認定するよう要望している。
- ・引き続き、調査対象物件について回収骨材の使用の有無や、当該コンクリートを使用した箇所等の特定を行うとともに、コンクリート強度の確認を行う。
※国土交通大臣認定手続きの状況によっては、その時点で調査を終了することがある。
- ・なお、工事中の物件については工事中止が原則であるが、コンクリート強度が基準を満たすことが確認され、「残りの工事において回収骨材を使用しないこと」、「万が一、大臣認定が取得されない場合には検査済証の交付ができないこと」等を条件に工事継続を認めることとする。
- ・大規模な建築物については、建築基準法第7条の6の規定により検査済証交付前の使用を制限しているが、仮使用承認申請により行政庁の承認があれば使用可能とする。
※木造住宅等の小規模な建築物は工事完了後の使用制限はない。

<参考>コンクリート強度の確認方法について

- ・(株)中央生コンから提供のあったコンクリート強度試験成績表により判断する。
- ・上記の成績表は第三者試験機関で行われたものを基本とするが、それが無い場合は、(株)中央生コンが自社で行ったコンクリート試験成績表を使用する。
- ・上記試験成績表で確認できない場合は、現地にてシュミットハンマー等を用いコンクリート強度を測定し基準を満たしていることを確認する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年10月6日
水・大気環境課

変更契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課 (中部総合事務 所生活環境局)	鳥取県原子力環境センター新築 工事(機械設備)[Ⅱ期工事]	東伯郡 湯梨浜町 南谷	大和設備倉吉・中海工業 特定建設工事共同体	(当初契約額) 157,572,000円 (変更契約額) 155,589,120円	平成28年10月22日 ～ 平成29年9月29日 (変更後工期) 平成29年11月27日	平成28年10月17日 (変更契約日) 平成29年9月14日	(第1回変更)